

平成 19 年度



内灘町男女共同参画推進状況報告書

はじめに

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、二一世紀のわが国社会を決定する最重要課題として、平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」に位置付けられました。

このような中、内灘町においても平成19年3月に「内灘町男女共同参画推進行動計画」を策定しました。基本理念のタイトルを～一人ひとり輝きハーモニー奏でるまちをめざして～と定め、4つの基本目標と、多岐に亘る施策を総合的かつ計画的に実現できるよう体系化しました。

また、平成19年12月には「内灘町男女共同参画まちづくり条例」を制定（20年4月施行）し、内灘町が男女共同参画の視点をまちづくりの根底におき、老若男女全ての町民にとって、住みよい町を作り上げ、次代に引き継ぐことを前文に明記いたしました。

本書は、「内灘町男女共同参画まちづくり条例」に基づく報告書であり、平成19年度より10年間を計画期間とした行動計画初年度の状況を明らかにしたものです。

男女共同参画の実現は行政のみの力で実現できるものではありません。町民の皆様、事業者、関係団体の皆様と協力して、町民と行政が渾然一体となって取り組んでいくことが何よりも重要でありますので今後一層のご理解、ご協力をお願いいたします。本報告書が男女共同参画社会の形成に向けた取り組みの参考資料として、活用いただければ幸いです。

平成20年12月

内灘町長 八十出 泰成

— 目 次 — (この報告は、内灘町男女共同参画まちづくり条例第14条に基づき年次報告するものです。)

第1章	内灘町の男女共同参画の現状	
1	男女共同参画への動き	1
2	内灘町の取り組み状況	2
3	「内灘町男女共同参画推進行動計画」の概要	4
4	「内灘町男女共同参画まちづくり条例」の概要	5
5	データで見る男女共同参画の状況	6
6	事業写真	9
7	内灘町男女共同参画推進委員会委員からの主な意見	11
第2章	「内灘町男女共同参画推進行動計画」具体的施策実施状況	
1	計画体系図 ・ 事業数一覧	14
2	実施状況報告書の見方	15
目標 I	一人ひとりがその個性と能力が発揮でき、互いに認め合い尊重しあうまち	16
目標 II	誰もが生き生きと参画できるまち	28
目標 III	家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち	33
目的 IV	着実な計画の推進	56
資料	内灘町男女共同参画まちづくり条例	60
	男女共同参画社会基本法	64

第 1 章 内灘町の男女共同参画の現状

1、 男女共同参画への動き

① 世界の動き

男女共同参画は国際社会が一致する取り組みとして進められています。これまで、1975年メキシコシティでの会議を第1回として、1995年の北京まで4回の世界女性会議が開催されています。又2005年には「第4回世界女性会議（北京会議）」から10年目にあたることを記念した、国連女性の地位委員会閣僚会議（北京+10）が開催され、5項目の政治宣言と10件の決議が採択されています。

② 国の動き

第1回世界女性会議で採択された「世界行動計画」の内容を国内政策に取り入れた「国内行動計画」を1977年に策定しました。また、1985年には、「男女雇用機会均等法」が制定され（翌年施行）、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

1999年に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、翌年には、「男女共同参画基本計画」が策定されています。5年後には、これまでの取り組みを評価・総括した「第2次男女共同参画基本計画」が策定されました。

他に、2001年に「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）」、2003年「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策法」が制定されました。

又、2008年1月には内閣府に「仕事と家庭の調和推進室」を置き、「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と家庭の調和）への取り組みを強化しています。

仕事と生活の調和が実現した社会とは、

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」をいいます。

③石川県の動き

平成13年に男女共同参画社会基本法に基づいた県の男女共同参画計画が策定され、同年石川県男女共同参画推進条例が制定されました。また、住民に最も身近な行政機関である市町の取り組みが重要であるとの観点から、市町への情報提供や、条例制定・計画策定への助言等の支援をし、平成20年4月1日現在、県下の条例制定市町は57.9%、計画策定市町は68.4%となっています。

2、内灘町の取り組み状況

内灘町では、平成17年8月内灘町男女共同参画推進委員会（総数10名、内公募委員3名）を設置し、男女共同参画への最初の取り組みとして住民意識調査を実施しました。引き続き、平成19年3月には、平成19年4月から10年間を計画期間とする「内灘町男女共同参画推進行動計画」（～一人ひとり輝いて ハーモニー奏でるまちをめざして～）を策定、又平成19年12月には、「内灘町男女共同参画まちづくり条例」を交付（翌年4月施行）しました。

内灘町の状況を人口データによりみた場合（5-①グラフ参照）、人口は微増していますが、その構成には変化が現れています。まず、14歳未満人口の割合は、H12・H17にはそれぞれ前回調査と比べ、ほぼ1ポイントずつ減少、生産年齢（15～64歳）についても、それぞれ1.2ポイント、1.6ポイントと減少しています。一方、65歳以上人口はH12には2ポイント、更にH17には3.34ポイントと前回より上昇しています。その他、65歳以上の単独世帯については、H7調査時10.7%がH12では14%と大幅に伸びています。今後この傾向は団塊の世代の年齢到達に伴いますますます顕著になると思われませんが、60歳以上の元気な高齢者の方が地域で生涯現役として生き活きと活躍をされることが期待されます。

次に、女性の就業率と男性の家事参加率国際比較を見てみますと（5-②グラフ参照）、内灘町の女性の就業率は51.8%（H17国勢調査）で、全国平均（45.5%）・県平均（50.3%）を上回っています。また、平成2年には顕著であったM字カーブは、平成17年調査ではほとんど見られなくなっています。

一方、女性の就業率が伸びている反面、男性の家事参加は他の先進諸国と比べ、かなり低くなっています。男性も女性も、仕事と家庭生活や地域活動等その他の活動にバランスよく関わることを目的とする「ワーク・ライフ・バランス」など、企業を巻き込んだ取り組みが必要となっています。

○審議会等方針決定の場への女性委員割合向上についての取組み

① 庁内連絡会、部課長会議の席上、女性委員の登用について依頼。

② 女性委員登用の推進

平成20年3月31日現在 女性委員のいない審議会 3
 // 女性委員比率 27.1% (内条例によるもの27.6%)

年次推移 (5、データで見る ③ 参照)

③ 行政委員会における女性委員の割合 (平成20年3月31日現在)

	総数	うち女性	女性の割合
教育委員会	5	2	40.0%
選挙管理委員会	4	2	50.0%
監査委員	2	0	0
農業委員会	15	0	0
固定資産評価審査委員会	3	0	0 (20年6月定例会にて1名承認33.3%)
計	29	4	13.8%

④ 新たに設置した審議会等の現況

審議会の名称	男女人数比	登用率	公募	男女比	年月日	担当課
上下水道料金等審議会	6:3	33.3%	2人	2:0	H19.11.12	上下水道課
地域公共交通会議	14:3	17.6%	4人	2:2	H20.3.27	企画財政課

3、「内灘町男女共同参画推進行動計画」の概要

① 計画の目的

「男女共同参画社会基本法」に基づき、国の「男女共同参画基本計画」、県の「いしかわ男女共同参画プラン」を勘案し、町の男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、今後取り組むべき主な課題と施策の概要を明らかにすることを目的として策定しました。

② 計画の位置付け

「第4次 内灘町総合計画」を上位計画とした部門別計画の一つです。また、男女共同参画の視点で、町の各部門の施策を横断的にとらえたものです。

③ 計画期間

平成 19 年（2007）年度から平成 28（2016）年度まで（10 年間） 計画の期間中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じ見直しを行います。

④ 基本理念と基本目標

一人ひとりが輝きハーモニー奏でるまちをめざして

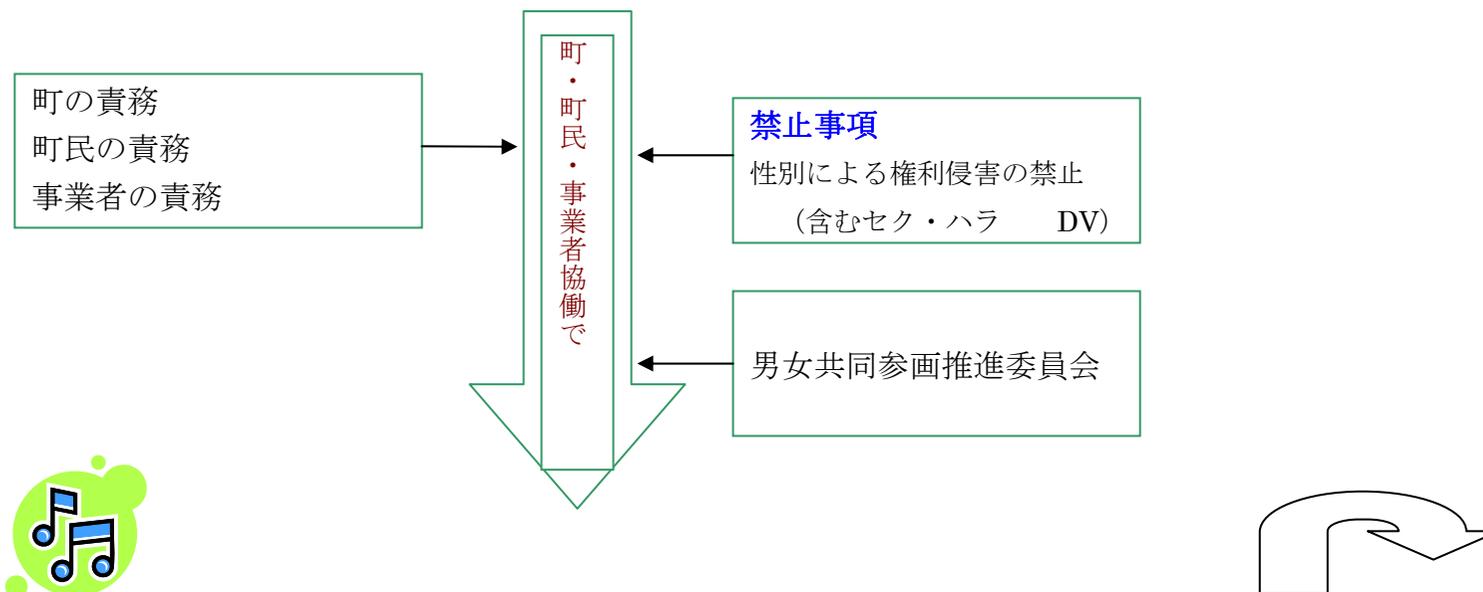
- I 一人ひとりがその個性と能力が発揮でき、互いに認め合い尊重しあうまち
- II 誰もが生き生きと参画できるまち
- III 家庭、職場、地域で心豊かに調和ある生活のできるまち
- IV 着実な計画の推進

⑤ 数値目標

関連する基本目標	項目	現 状	目 標 値	備 考
8	町の審議会における女性委員の割合	(H 1 8) 26.2%	(H 2 8) 40%	行政改革大綱
13	家族経営協定の締結数	(H 1 7) 1 件	(H 2 2) 2 件	農村漁村における男女のパートナーシップに関する指数
	女性認定農業者	(H 1 7) 2 経営	(H 1 8) 3 経営	

4、「男女共同参画まちづくり条例」の概要

基本理念				
男女の人権尊重	社会における制度 又は慣行への配慮	政策又は方針決 定の場への参画 機会の確保	家庭生活とその 他の活動の両立	互いの性を尊重 し、性と生殖に関 する健康と権利の 確保



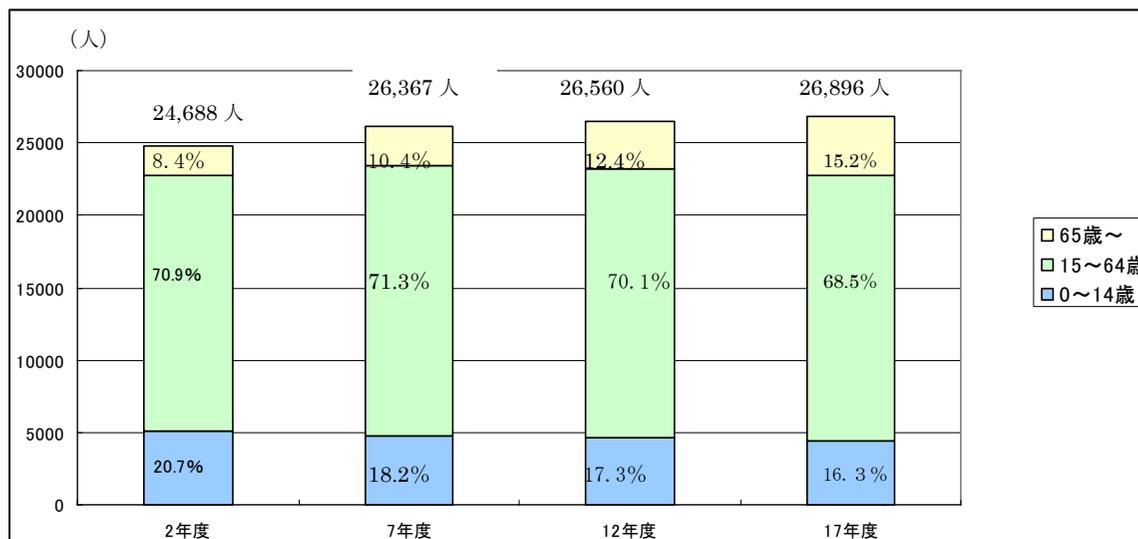
基本的施策									
行動 計画	積極的 改善措 置	調査研 究	報告 の徴 収	男女共 同参画 につい ての啓 発等	町民等 の活動 につい ての支 援	年次 報告	苦情へ の対応	推進体 制の整 備	財務上 等の措 置

『一人ひとりが輝き ハーモニー
奏でるまち』

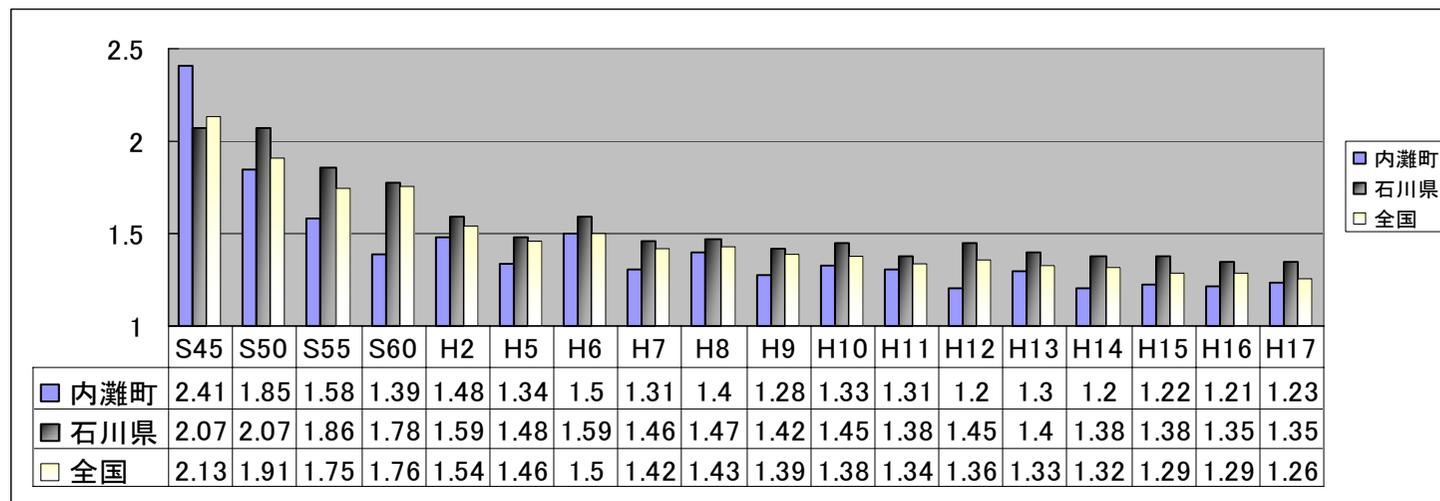
5、データで見る内灘町の男女共同参画の状況

① 人口の推移

老年人口（65歳以上）の割合は増加、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあります。
人口と年齢3区分別人口構成の推移（資料）「国勢調査報告」を基に作成

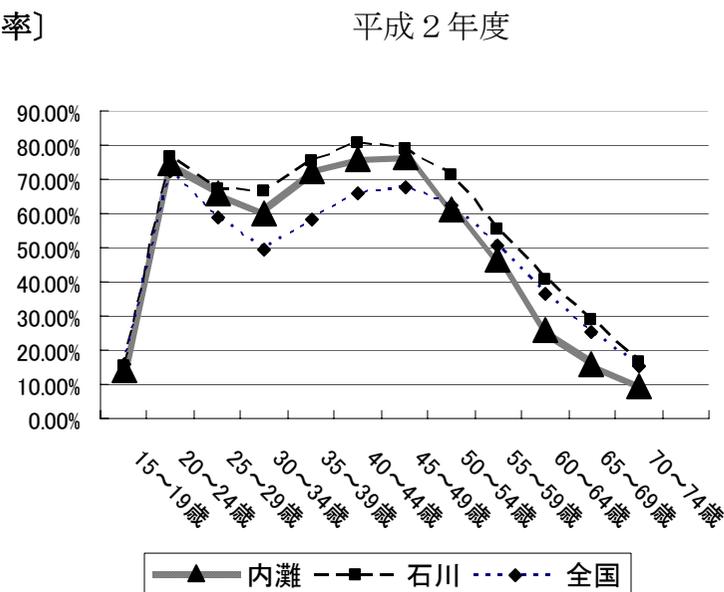
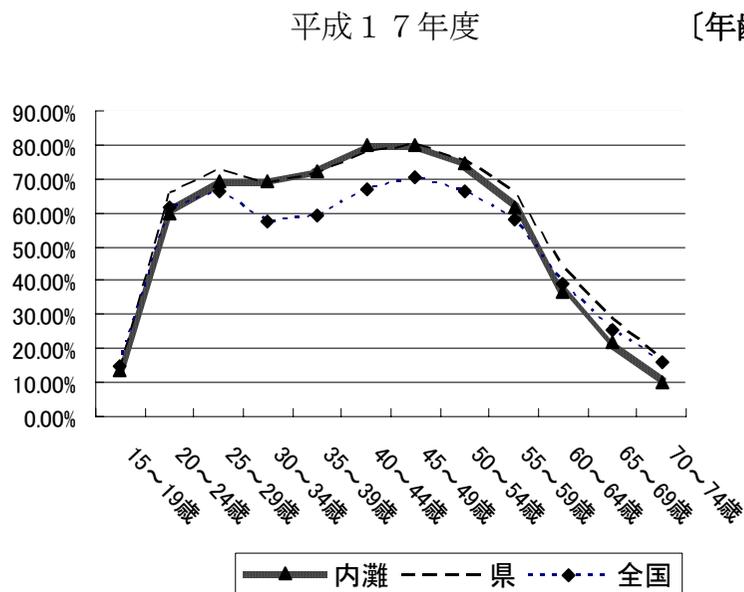


(参) 合計特殊出生率の推移

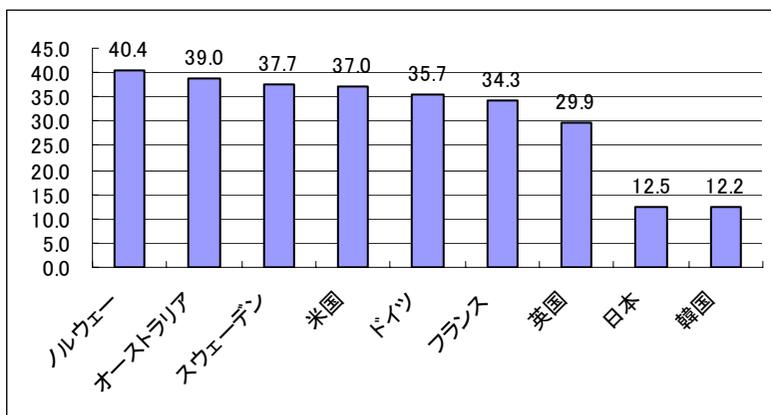


② 女性の年齢階層別の就業率（H17年国勢調査）と男性の家事割合

内灘町の女性就業率は、平成17年国勢調査では、51.8%です。全国の数値は、平成2年・17年と数値の変化はありますがM字カーブを描いています。内灘町では平成2年には顕著であったM字カーブは、平成17年調査でははっきりとは見られなくなっています。



【男女計の家事・育児時間に占める男性の割合】



(備考) 男女共同参画白書 (H19年版) より抜粋

1. OECD「employment Outlook 2001」、総務省「社会生活基本調査報告」(H13年)等より作成
2. 5歳未満(日本のみ6歳未満)の子のいる家庭の家事・育児時間(男女別)から算出。
3. 日本以外の女性はフルタイム就業者、日本の女性は有業者のデータ、男性はいずれの国も総数データ(平均)
4. 韓国のデータは子の有無は分からない。

③ 「女性の政策、意思決定過程への参画」に関する状況

項 目		単位	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
国際比較（女性の社会参画）	HD I(注1)	位	9	9	9	11	7	8	UNDP(国連開発計画)より
	GEM(注2)	位	32	44	38	43	42	54	
町における役つき女性職員の比率（総括主査以上・保育所、消防含む）		%	—	—	—	25.6	29.9	31.7	（各年4月1日現在）
議会議員の女性比率	内灘町	%		5.6				12.5	
	石川県	%		6.5	6.8	6.8	6.5		
	全国平均（町村）	%		5.4			7.3		6月1日現在
審議会等における女性比率	内灘町	%	19.6	21.3	23.3	23.6	26.2	25.9	3/31 現在
	石川県	%	23.4	25.6	26.6	27.3	28.5	28.7	6/1 現在
	国	%	25.0	26.8	28.2	30.9	31.3	32.3	毎年9月末現在
行政委員の女性比率（注3）		%			8.3	8.3	9.4	13.8	

（注 1）HD I：人間開発指数（Human Development Index）

「長寿を全うできる健康的な生活」「教育」及び「人間らしい生活」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。具体的には、①平均寿命②教育水準（成人識字率及び就学率）③調整済1人当り国民所得を用いて算出します。

（注 2）GEM：ジェンダーエンパワーメント指数（Gender Empowerment Measure）

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを図るものです。HD Iが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは能力を活用する機会に焦点を当てています。具体的には、①国会議員に占める女性の割合②管理職・技術職に占める女性の割合③管理職に占める女性の割合及び男女の推定所得を用いて算出します。

（注 3）行政委員

地方自治法180条の5に規定されている委員会（教育委員会・選挙管理委員会・監査委員会・農業委員会・固定資産評価審査委員会）

(参考) 人間開発に関する指標の国際比較：2007年

HD I (人間開発指数)

順位	国名	HD I 値
1	アイスランド	
2	ノルウェー	
3	オーストラリア	
4	カナダ	
5	アイルランド	
6	スウェーデン	
7	スイス	
8	日本	
9	オランダ	
10	フランス	
11	フィンランド	
12	アメリカ	
13	スペイン	
14	デンマーク	
15	オーストラリア	

(177カ国測定)

GEM (ジェンダー・エンパワーメント指数)

順位	国名	GEM値
1	ノルウェー	
2	スウェーデン	
3	フィンランド	
4	デンマーク	
5	アイスランド	
6	オランダ	
7	ベルギー	
8	オーストラリア	
9	ドイツ	
10	カナダ	
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48	キプロス	
49	パナマ	
50	ハンガリー	
51		
52		
53		
54	日本	

(93ヶ国測定)



I-1-①-1 「ワク・ワーク」体験



I-1-①-1 30人学級の実施



1-1-①-1 健康づくり推進員の食育事業



1-1-①-2 「輝き講演会」推進員の紙芝居



I-1-①-2 お父さんお帰りなさいパーティーINうちなだ



I-1-①-2
「お父さんの子育て講座」



I-1-①-2 「パパ's ほほほほん」



III-3-⑫-18 タウンミーティング



III-4-⑮-23
介護予防事業（しっかり貯筋教室）



IV-1-⑯-25 広域連携事業
「お父さんの子育てに関わり講座」

6、内灘町男女共同参画推進委員会からの主な意見

目標 I 一人ひとりがその個性と能力が発揮でき、互いに認め合い尊重しあうまち	
重点課題	主な意見
1 男女共同参画の視点にたった社会制度、慣習の見直しと男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりが相手を受け入れることが原点、講演会や講座でそのようなことを皆が共有できたらと思う。 ・労働力も不足し少子化も叫ばれている今後、女性だから家事重視とか、男性だけが家計を支えるというバランスの悪い形でなく、お互いの思いや力を足すのではなく、掛け算になるようなパワーアップをしていくことが男女共同参画の基本だと思います。 ・まだまだ、「普通は」「一般的には」とか「昔から」の言葉に縛られます。「これからは」「これもあり」とか耳にする社会に。

目標 II 誰もが生き生きと参画できるまち	
重点課題	主な意見
1 方針の立案、決定過程への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ・町における参画状況：各種審議会等における女性委員の割合は県内市町と比べて遜色ないものとなり、行政委員会では県内第3位の割合、又職員の管理職に占める女性職員の割合も決して低くない。この2～3年で随分と進んできており評価できる。 ・まずは、今女性が少ない分野に女性を増やす必要はあるかと思う。が未来は、その分野にどちらが多いかではなく、いかに性差にこだわらない社会になっているというのが理想です。

目標 III 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち		
重点課題		主な意見
2	仕事と家庭の調和の支援	<p>平成20年4月、内閣府男女共同参画推進本部において「女性の参画加速プログラム」が策定された。1、あらゆる分野における女性の参画促進のための基盤整備2、重点分野の取組みが挙げられている。重点的分野の1つとして医師不足の解消により安心安全な医療体制の確立を目指し女性医師への様々な取組みや医療従事者へのワークライフバランスの推進等が求められている。</p> <p>金沢医科大学病院では、将来の生産人口減少を見据え、より安定した地域医療を担う体制を整えるため、今後計画的に取り組んでいく予定である。</p>
3	男女がともに担う活力ある地域づくりの推進	<p>地域における推進：協働による地域づくりが叫ばれている今、地域での男女共同参画の取組みは進んでいない状況である。情報の公開や、様々な活動の中に多様な意見が反映する仕組みが必要。</p>
4	生涯を通じて安心して暮らせる基盤の整備	<p>高齢者が安心して暮らせる環境整備：介護は女性の仕事と考えられがちであるが、男性が関わる必要性は大きいと思う。又社会全体で支えるという介護保険制度の定着と充実が必要。</p>

目標 IV 着実な計画の推進		
重点課題		主な意見
1	1、推進体制の整備	<p>町民との連携の促進：県男女共同参画推進員と町との連携による活動は、行政主体のものより身近な啓発に繋がっている。紙芝居上演は、推進員同士また主催者と聴衆との距離を縮める役割を果たしたとし評価する。</p>